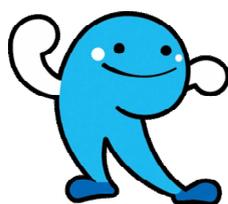


第5期

(R6～R8)

高知県工賃向上計画



高知県

令和6年10月

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 P1
- 2 計画の位置づけ P1
- 3 計画の期間 P2
- 4 対象事業所 P2

第2章 工賃の推移と現状分析

- 1 工賃の推移 P3
- 2 事業所別の平均工賃月額分布 P4
- 3 主な生産活動別の事業所の内訳（R6） P7
- 4 官公需実績の推移 P7
- 5 第4期工賃向上計画における取組実績 P9
- 6 平均工賃月額の現状分析 P11

第3章 目標 P13

第4章 工賃水準の向上に向けた具体的な取組 . . . P16

- 【参考資料①】 各事業所の工賃実績・目標工賃等 P20
- 【参考資料②】 平均工賃月額の全国順位の推移（R2～R4） P26
- 【参考資料③】 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 P27
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 【参考資料④】 令和6年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針 . . . P38
- 【参考資料⑤】 平均工賃月額の算定方法の見直しについて P42

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

高知県では、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向けた取組を進めています。

その中で、障害のある方にとって必要な福祉サービスや相談支援などの提供体制が計画的に整備されるよう、「第7期高知県障害福祉計画」を策定し、地域生活への移行や就労の支援などに積極的な取組を進めています。

また、一般就労が困難で就労継続支援B型事業所等を利用している障害のある方々についても、地域での自立した生活を実現するため、平成19年度からは「高知県工賃倍増5か年計画」、平成24年度からは「高知県工賃向上計画」に基づき、工賃向上に関する取組を推進してきたところです。

こうした取組により、本県の平均工賃水準は全国的にも高い水準で推移しており、平均工賃月額は確実に増加してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第5期高知県工賃向上計画」を策定し、「アフターコロナ」、「物価高騰」に対応できるよう工賃向上に関する各種施策をより一層推進することで就労継続支援B型事業所等の工賃水準の向上を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和6年3月に一部改正された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日障発第0411第4号）」に基づき策定するものであり、あわせて、令和6年3月に策定した「第7期高知県障害福祉計画」における工賃水準の向上に向けた取組の実施計画として位置づけます。

[参考] 第7期高知県障害福祉計画<抜粋>

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

3 必要な見込量の確保等の方策

(1) 指定障害福祉サービスの充実

○ 就労継続支援事業所の利用者の工賃水準の向上を図るため、工賃等向上アドバイザーを派遣するほか、商品の販路拡大等を図る共同受注窓口による営業活動や商品等のPRサイト「Happy」を活用して販売促進を図るなど、事業所の生産活動を支援します。

また、障害者優先調達推進法に基づき調達方針を策定し、障害者施設等からの物品の購入等の拡大を図ります。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

4 対象事業所

就労継続支援B型事業所を原則とします。

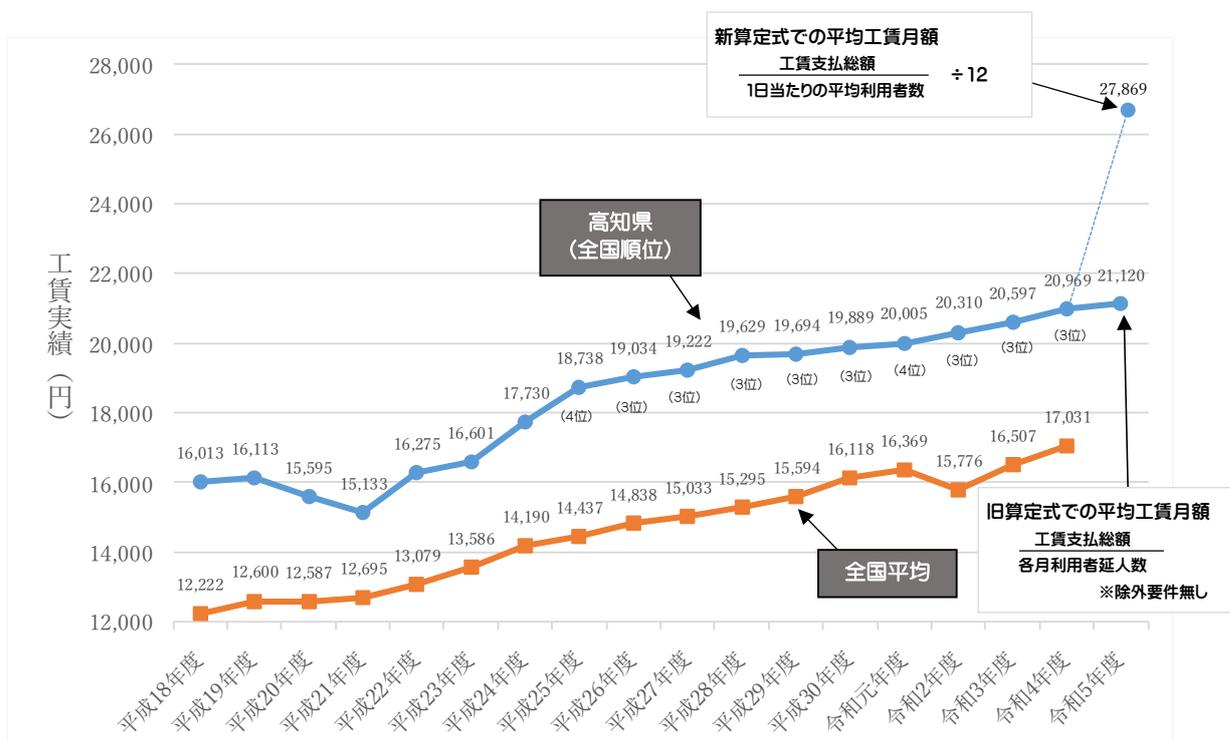
ただし、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として県が認めた事業所は、本計画の対象とします。

第2章 工賃の推移と現状分析

1 工賃の推移

高知県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、新型コロナウイルス感染症が発生し、全国平均が減少した令和2年度も上昇し、リーマンショックの影響があった平成21年度を除き、継続的に上昇傾向が続いており、全国平均を上回る水準で推移しています。

一方、平均工賃月額の伸び率については、全国平均と比較すると、やや鈍化傾向が見られます。



本県における令和2年度の平均工賃月額は20,310円と同年度の全国平均の15,776円に比べると高い水準でしたが、「障害のある人の自立した地域での生活」を実現するには十分ではありませんでした。

そのため、令和3年度に策定した前期計画では、目標工賃を月額22,000円と定め、工賃向上推進セミナーの開催や工賃等向上アドバイザーの派遣による事業所の個別支援の実施をはじめ、販路拡大に向けた共同受注窓口の体制整備、事業所の商品やサービスを紹介するホームページHappyの開設、障害者作品展や農福連携マルシェといった展示販売会の開催などの支援を行いました。

令和5年度から、平均工賃月額の算定に当たっては、利用日数が少ない利用

者を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定方法が導入されたため（P. 42 参考資料⑤）、令和5年度の工賃実績は、月額27,869円となりました。旧算定式で試算した場合も、月額21,120円（※除外要件摘要無しでの金額）と過去最高額になりましたが、目標の22,000円に届きませんでした。

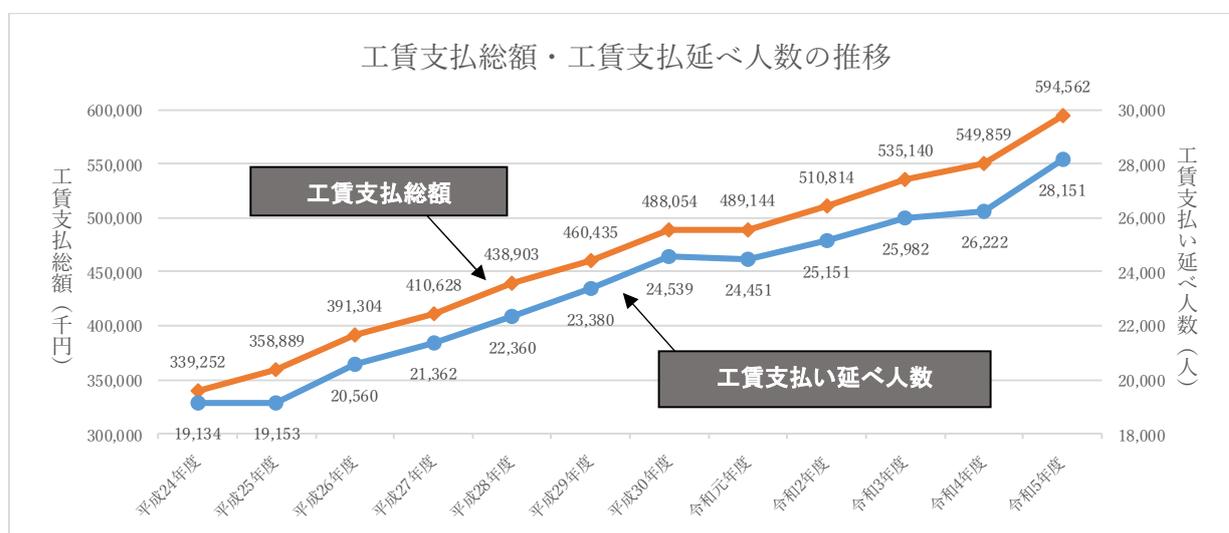
その要因のひとつとして、優先調達実績やホームページHappyの閲覧件数で目標を達成できなかった事が考えられるため、就労継続支援事業所の商品やサービス等を周知する取組を強化していく必要があります。

○目標月額と実績月額の比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標月額（時給）	20,800円（246円）	21,400円（253円）	22,000円（260円）
実績月額（時給）	20,597円（247円）	20,969円（256円）	27,869円【新算定式】 21,120円（265円）

工賃支払総額は、約3億3千9百万円（平成24年度）から、約4億3千8百万円（平成28年度）、約5億1千万円（令和2年度）、約5億9千万円（令和5年度）と右肩上がりで推移しています。

（※令和5年度は除外要件摘要無しでの金額）



2 事業所別の平均工賃月額分布

県内の就労継続支援B型事業所の数は、令和3年度の107から令和5年度には114（うち1事業所は令和5年度末で閉所）とやや増加しました。

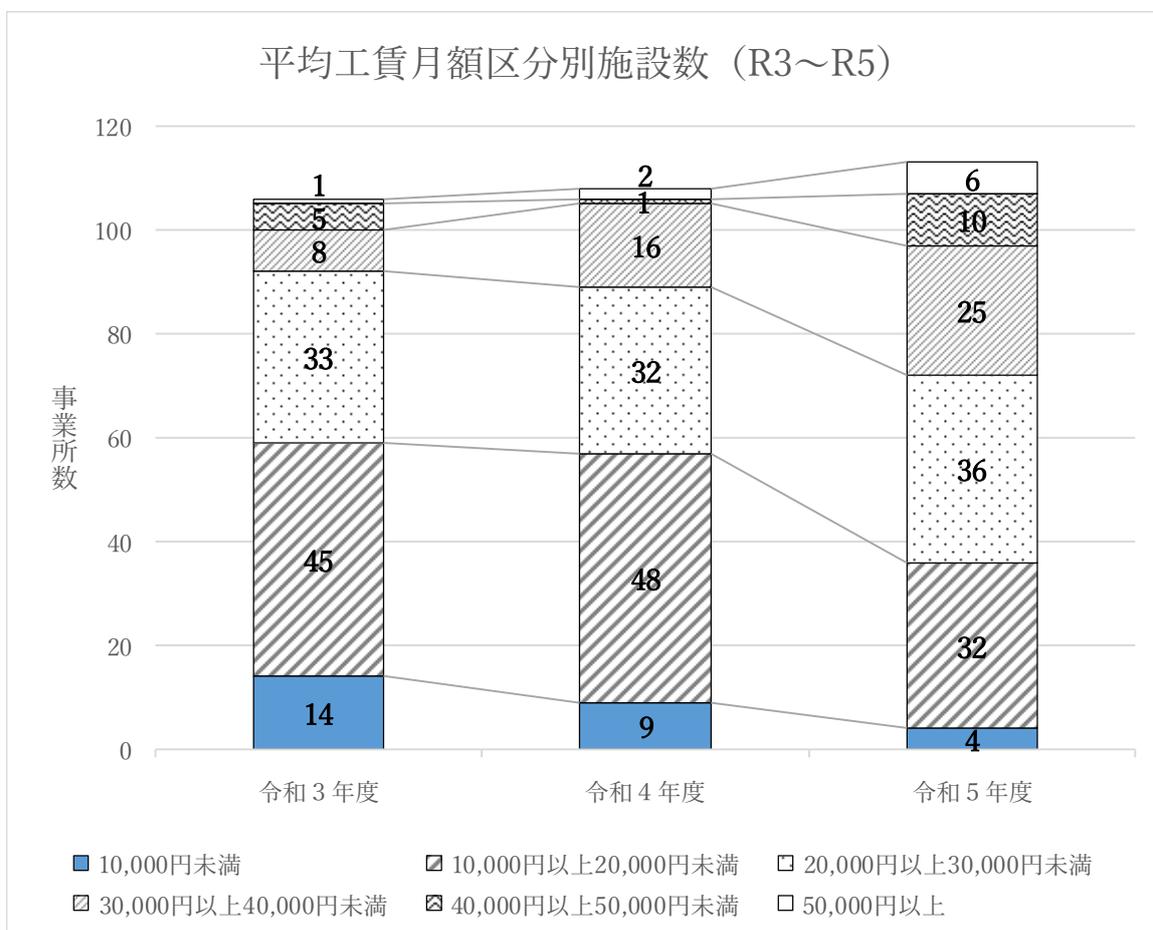
平均工賃月額別の区分別にみると、令和5年度、最も多かったのが20,000円

以上 30,000 円未満で全体の 32%、次いで、10,000 円以上 20,000 円未満で同 28%、その次に 30,000 円以上 40,000 円未満で同 22%の順となっています。

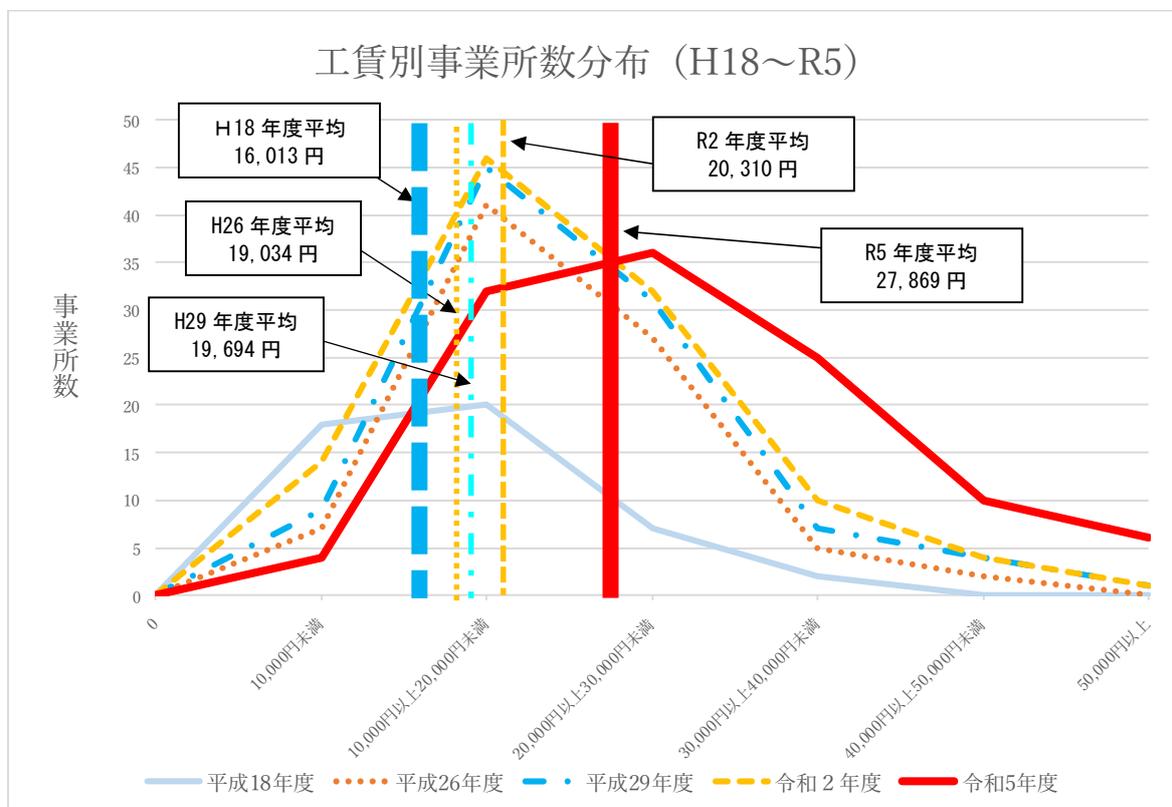
また、平均工賃月額 20,000 円以上であった事業所数は令和 3 年度に 47 でしたが、令和 4 年度には 51、令和 5 年度には 77 に増加しています。

○平均工賃月額区分別施設数（R3～R5）

平均工賃	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
10,000 円未満	14	13.2%	9	8.3%	4	3.5%
10,000 円以上 20,000 円未満	45	42.5%	48	44.5%	32	28.3%
20,000 円以上 30,000 円未満	33	31.1%	32	29.6%	36	31.9%
30,000 円以上 40,000 円未満	8	7.6%	16	14.8%	25	22.1%
40,000 円以上 50,000 円未満	5	4.7%	1	0.9%	10	8.9%
50,000 円以上	1	0.9%	2	1.9%	6	5.3%
計	106	100%	108	100%	113	100%



平成18年度から令和5年度までの工賃月額別の事業所の分布状況の推移をみると、グラフ全体が右側に移動しており、全体的に工賃が増加している傾向がうかがえます。



前期計画の目標である平均工賃月額 22,000 円以上を達成した事業所は、71 事業所、最終的な目標金額 38,000 円を達成した事業所は以下の 19 事業所でした。

○目標平均工賃月額 (38,000 円) を達成した事業所

事業所名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	主な作業内容
てとてあさひ	49,349	45,496	85,283	マッサージ
ひかり共同作業所	42,882	35,633	65,722	クリーニング等
TEAM あき	29,988	31,286	65,656	野菜の袋詰め作業
共同作業所ニコの種	45,142	55,469	61,151	水産会社からの受託作業
ワークスマらい高知2・3	40,329	37,829	60,275	飲食店の運営
こだかさ障害者支援センター	50,416	51,636	58,253	木工製品製造等
ゆうハート安芸	42,001	36,248	49,278	清掃作業等

ワークスみらい高知4	31,071	32,912	46,763	飲食店の運営
鯉乃國の萬屋	27,329	30,298	45,684	弁当製造
みかんの丘あけぼの	24,540	28,253	43,958	菓子製造
共同作業所むろとうみがめ	33,580	33,050	43,648	パン・洋菓子製造
ワークスみらい高知6	27,644	27,989	42,779	飲食店の運営
安芸市ワークセンター	35,420	36,150	42,697	機械部品組立
スウェル	25,245	25,493	41,665	クリーニング等
シーグラスこうち	-	39,432	41,557	カバン製造等
れいほくの里どんぐり	32,100	31,312	40,699	パン・菓子製造
やさいのちから	-	-	39,714	野菜の袋詰め等
さんごはうす共同作業所	22,055	22,391	38,694	清掃作業等
みどり作業所	25,011	25,020	38,499	農作業等

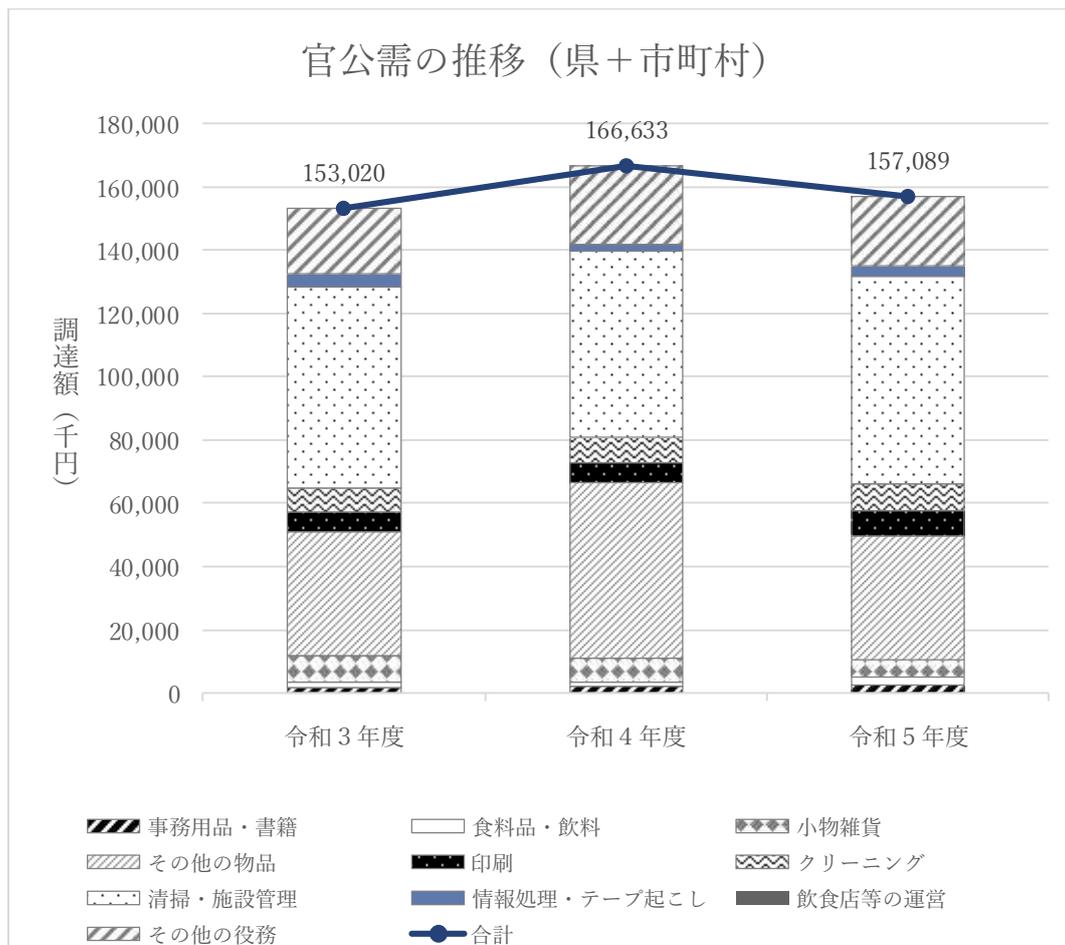
3 主な生産活動別の事業所の内訳（R6）

生産活動別の事業所の内訳をみると、「部品組立等軽作業」（38%）が最も多く、次いで「菓子等製造販売」（25%）、「その他」（21%）の順となりました。

	事業所数	構成比
①部品組立等軽作業	43	37.7%
②菓子等製造販売	28	24.6%
③その他	24	21.1%
④食品加工	8	7.0%
⑤清掃・クリーニング	8	7.0%
⑥木工品製造	3	2.6%
合計	114	100%

4 官公需実績の推移

県・市町村の官公需の実績は増加傾向にありましたが、令和5年度は対前年度比約5.7%減の157,089千円となりました。地域により発注実績に濃淡が見られ、業務としては、県、市町村ともに、「清掃・施設管理」、事務用品などの「その他物品」が多くなっています。



○県における官公需の実績

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清掃・施設管理	9,003	7,954	8,319
印刷	5,814	5,290	7,105
その他物品※1	7,426	6,595	6,433
クリーニング	4,446	4,503	4,588
情報処理・テープ起こし	2,841	1,474	2,736
その他役務※2	859	2,288	2,361
小物雑貨	911	1,394	1,120
事務用品・書籍	967	771	800
食料品・飲料	45	109	219
飲食店の運営	0	0	0
合計	32,312	30,377	33,681

○市町村における官公需の実績

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清掃・施設管理	54,366	50,946	57,329
その他物品※1	31,605	48,685	32,771
その他役務※2	19,697	22,682	19,639
小物雑貨	7,511	6,105	4,166
クリーニング	3,165	3,542	3,822
食料品・飲料	1,498	1,383	2,193
事務用品・書籍	969	1,379	2,019
印刷	609	1,144	818
情報処理・テープ起こし	1,288	390	635
飲食店の運営	0	0	17
合計	120,708	136,256	123,408

※1 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター等

※2 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕等

5 第4期工賃向上計画における取組実績

○KPIの達成状況

	KPI			実績
	内容	対象期間	目標値	
1	工賃向上に係る意識啓発等のセミナーの開催回数及び参加者数	R4、R5	2回開催、 延べ60名以上参加	3回開催 延べ108名参加
2	工賃等向上アドバイザー事業によるアドバイザー派遣事業所数	R3～R5	延べ30事業所以上	延べ29事業所
3	新商品開発や新分野進出等、新たな設備投資等を実施する事業所数	R3～R5	延べ15事業所以上	延べ60事業所
4	事業所の商品やサービス等をPRするホームページの閲覧ユーザー数	R5	10,000件以上	9,530件
5	共同受注窓口の営業活動による企業等への訪問件数	R5	100件以上	248件
6	優先調達による物品等の調達額(県+市町村)	R5	158,000千円以上	157,089千円
7	農福連携に取り組む事業所数	R3～R5	50事業所以上	52事業所(R5)

(1) 経営意識の向上・企業的経営手法の導入

- ・工賃向上に係る意識啓発等のセミナーの開催

	内 容	参加者数
令和4年度	さらなる工賃向上に向けた意識改革について 工賃向上に向けた具体的なアクションについて	29名
令和5年度	工賃向上に向けた具体的なアクションについて	36名
	工賃向上計画作成に向けて	23名 オンライン 20名

(2) 生産性や品質の向上

- ・工賃等向上アドバイザー事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	延べ回数	事業所数	延べ回数	事業所数	延べ回数
経営改善	2	12	2	7	2	6
人材育成	1	7	4	19	11	28
農福連携	1	2			1	2
その他(工賃向上)	3	9	1	5	1	2
合 計	7	30	7	31	15	38

6次産業化を含めた新商品開発や新規顧客開拓に向けた営業戦略に関する助言、接客・接客力の向上や商品ブランディングに関する助言などで活用されました。

- ・障害者生産活動支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症、物価高騰の影響を受けて、本県の就労継続支援B型事業所においては、生産活動収入が大きく落ち込む等の影響がありました。このため、県では、令和3年度、令和4年度、令和5年度に補正予算を編成し、障害者生産活動支援事業費補助金を創設しました。この補助制度の活用状況は、以下のとおりでした。

○分類別の申請状況（延べ73事業所、内就労継続支援B型事業所60事業所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	割合
自社製品製造販売、飲食等	11	14	8	33	55.0%
受託軽作業	10	8	5	23	38.3%
施設外中心	0	3	1	4	6.7%
合 計	21	25	14	60	

(3) 販路の拡大支援

- ・ホームページの開設

就労継続支援事業所が販売する商品等を掲載したホームページ「Happy」を令和5年2月より開設しました。

- ・共同受注窓口の整備

令和4年度に共同受注窓口を整備し、就労継続支援事業所の商品やサービス等の営業活動を行い、新規受注や複数の事業所での共同受注にも対応できるようにしました。令和5年度のマッチング件数：35件

共通の生産活動に取り組む事業所の連携を促すための部会を設置し、商品の共同開発や販売に取り組みました。

- ・官公需等の推進

第2章4 参照

(4) 農福連携の推進

農産物等を販売するとともに農福連携の取組を啓発するために、農福連携マルシェを毎年開催し、その他、フォーラムやスタディツアーの開催、リーフレットや事例集の作成等を行いました。

- ・農福連携事業の実施と平均工賃月額との関連性

令和5年度平均工賃月額上位10事業所のうち、農福連携に取り組んでいる事業所は3事業所あり、その内、農作業が主要な生産活動である事業所は1事業所でした。工賃水準に関係なく、様々な事業所が農作業を実施しています。

(5) 市町村との協力体制の強化

- ・販売会の開催

同一市内に所在する複数の事業所が市の庁舎内でお菓子やお弁当等の販売を行うイベントを開催しました。

令和5年度の開催実績：1市、4回開催

6 平均工賃月額の現状分析

(1) 平均工賃月額の区分別の分析

ア 平均工賃月額の高い事業所(平均工賃月額：30,000円以上)の特徴等

・事業所数 (R5実績)：41事業所

・主要な生産活動

自社製品製造販売・飲食等：23事業所 (56.1%)

受託軽作業：15事業所 (36.6%)

施設外中心：3事業所 (7.3%)

・特徴

一定の設備投資をしてオリジナル製品の生産・販売やサービスの提供を行っている事業所が多いほか、受託作業中心の事業所についても、高単価の作業を受託しているところが、高収入を得ることができていると考えられます。

イ 平均工賃月額が中位の事業所(平均工賃月額：20,000～30,000円)の特徴等

・事業所数 (R5実績)：36事業所

・主要な生産活動

自社製品製造販売・飲食等：18事業所 (50.0%)

受託軽作業：15事業所 (41.7%)

施設外中心：3事業所 (8.3%)

・特徴

オリジナル製品の生産・販売やサービスの提供を行っている事業所がやや多い傾向にありますが、受託作業中心の事業所も同程度の割合を占めています。

ウ 平均工賃月額の低い事業所(平均工賃月額：20,000円未満)の特徴等

・事業所数 (R5実績)：36事業所

・主要な生産活動

受託軽作業：26事業所 (72.2%)

自社製品製造販売・飲食等：8事業所 (22.2%)

施設外中心：2事業所 (5.6%)

・特徴

受託軽作業の割合が高いほか、設立後間もない事業所が多くなっています(前期計画期間中に設立された11事業所のうち、6事業所が該当)。

第3章 目標

(1) 最終的に目指すべき工賃水準の考え方

障害のある人が地域で経済的に自立した生活を送るためには障害基礎年金等と工賃による収入が日常生活における必要経費を上回ることが必要です。

この日常生活における必要経費を次表のとおり 103,988 円とすると、障害基礎年金（2級）68,000 円を差し引いた金額は 35,988 円となります。

こうしたことから、県として目指す工賃月額最終的な目標値は、36,000 円とします。

○日常生活における必要経費（想定）

項目	金額	備考
グループホーム家賃	15,938 円	
生活費基準額（1）	43,640 円	食費・衣料費等
生活費基準額（2）	27,790 円	光熱水費等の生活費等
障害者加算額	16,620 円	障害等級表 3 級程度
支出計（A）	103,988 円	
収入（B）	68,000 円	障害基礎年金 2 級
目標工賃額（C）＝（A）－（B）	35,988 円	
工賃実績（D）	27,869 円	令和 5 年度平均工賃月額
差引額（E）＝（C）－（D）	8,119 円	

※グループホーム家賃については、県内に所在するグループホームに対する家賃調査により算出しました。

※生活費基準額等は、生活保護世帯（稼働年齢層の単身世帯）における最低生活費基準額表（2級地1）を参考としました。

(2) 本計画期間で目指す平均工賃月額

ア 現状趨勢ベース

令和 2 年度から令和 4 年度における県内の各事業所の平均工賃月額の伸び率は、年 1.61%でした。第 5 期においても同等の伸び率であったと

した場合、令和8年度の平均工賃月額は29,237円となります。

イ 県内事業所の工賃向上計画に定める目標工賃月額の平均ベース

各事業所から提出された工賃向上計画(R6~R8)に定められた目標工賃月額の平均をみると、令和8年度の平均工賃月額は30,861円となっています。

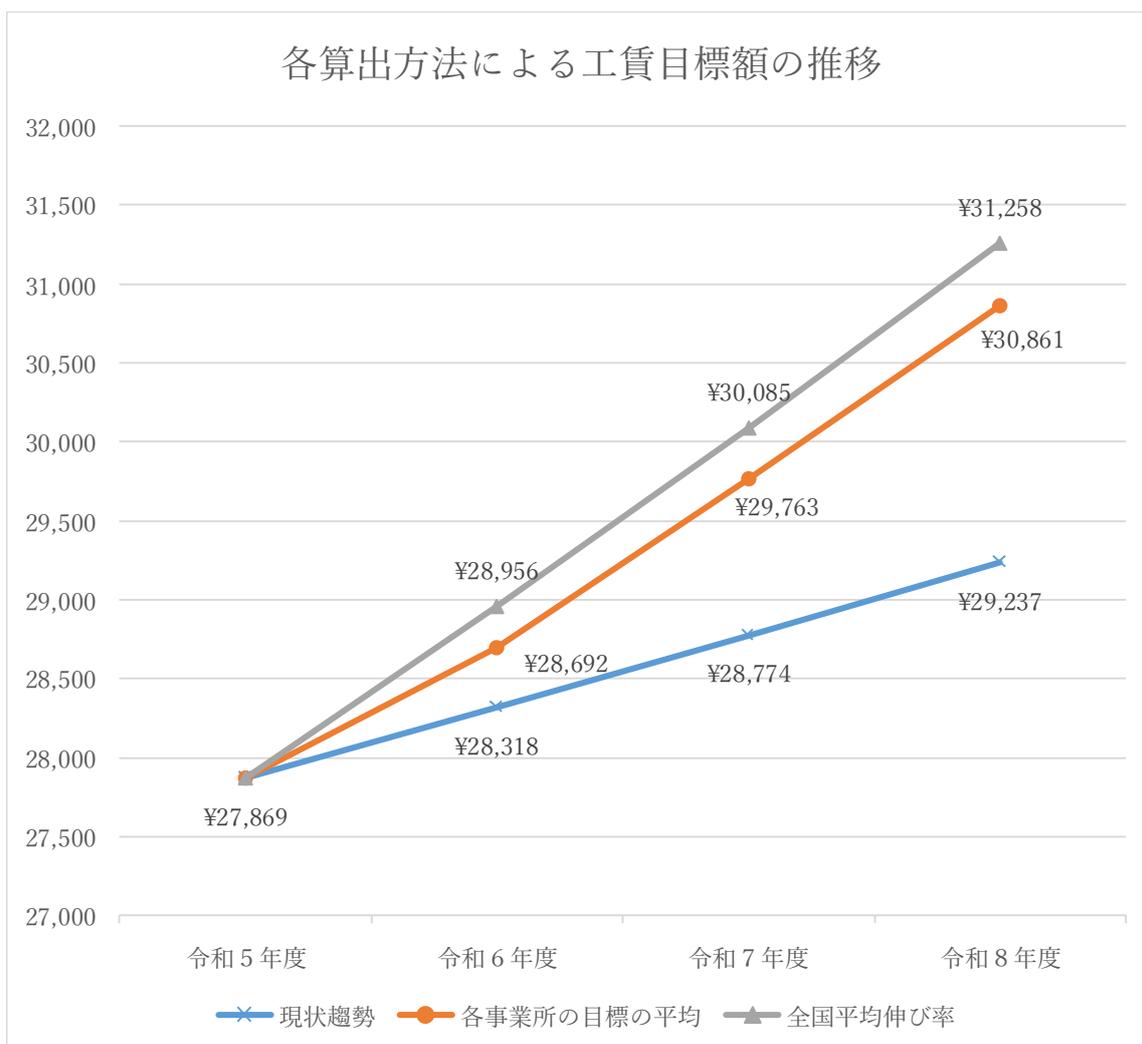
ウ 全国平均伸び率ベース

令和2年度から令和4年度の全国の事業所における平均工賃月額の伸び率は、年3.90%となっており、本県(年1.61%)の約2.5倍の水準で上昇しています。本県において、第5期計画期間中にこれと同等の伸び率が達成されたとすると、令和8年度の平均工賃月額は、31,258円となります。

以上のア、イ、ウを整理すると以下のとおりとなります。

○各算出方法による平均工賃月額の目標額

	現状趨勢	各事業所の 目標の平均	全国平均 伸び率
令和6年度	28,318円	28,692円	28,956円
令和7年度	28,774円	29,763円	30,085円
令和8年度	29,237円	30,861円	31,258円



以上のデータを考慮したうえで、第5期工賃向上計画では、各事業所の目標の平均額（令和8年度に30,861円）、全国平均伸び率ベース（令和8年度に31,258円）を踏まえ、令和8年度に31,000円の達成を目標とすることとし、各年度の目標工賃額を次表のとおり設定します。

年度	目標工賃月額
令和6年度	29,000円
令和7年度	30,000円
令和8年度	31,000円

第4章 工賃水準の向上に向けた具体的な取組

事業所における工賃の向上は、基本的には、各事業所が利用者や地域の特性などを踏まえて自ら掲げた取組を実施することにより図られることとなります。事業所が目標を持って計画的に工賃向上に取り組むためには、工賃向上計画の策定が重要となります。

このため県では、県内すべての就労継続支援B型事業所に対して工賃向上計画の策定を促し、一部の事業所に対して計画の内容についてヒアリング調査を実施しています。そうしたヒアリングなどを通じて各事業所の現状や取組、課題等を把握し、必要に応じて助言を行うとともに、県全体の事業所の平均工賃の向上を図るために必要な施策について検討しています。

こうしたことを踏まえ、第5期高知県工賃向上計画においては、以下の課題解決のために、(1)～(5)の取組を重点的に実施していきます。

○工賃向上に当たっての主な課題と対策

・職員の意識向上・人材育成

工賃向上に向けた管理者等の高い意識や企業的経営手法の導入など

・販路拡大・商品開発

専門家による助言、事業所の商品やサービス等の周知など

・新たな官公需・民需の創出

受注量の確保など

○第5期高知県工賃向上計画における取組

(1) 経営意識の向上・企業的経営手法の導入

◇KPI①：工賃向上に係る意識啓発等のセミナーの開催回数及び参加者数

⇒第5期計画期間中(R6～R8)に年2回開催、延べ270名以上参加

事業所における工賃水準の向上を図るためには、事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要であり、事業所の責任者の強い意思に基づく強力なリーダーシップが不可欠です。また、工賃水準の向上に向けて経営力を強化していくためには、事業所が、経営分析や原価計算、商品価格や販売量の設定、マーケティングなど、企業的経営手法を身につける必要があります。そのため、事業所向けセミナー・研修会の開催や工賃向上計画のヒアリングなどの機会を通じて、管理者等に対する意識の醸成と企業的経営手法の

導入支援を図っていきます。

(2) 生産性や品質の向上

◇KPI②：工賃等向上アドバイザー事業による、アドバイザー派遣事業所数

⇒第5期計画期間中（R6～R8）に延べ30事業所以上

事業所が新商品開発や新分野進出、販路開拓などの具体的な取組を行うに際しては、専門家の目線による指導、助言をいただくことが有効です。そのため、現在実施している工賃等向上アドバイザー事業を継続し、効果検証等を行う事で、より多くの事業所が専門家によるアドバイスに基づいた効果的な取組を実施できるよう支援していきます。

(3) 販路の拡大支援

◇KPI③：ホームページ「Happy」の閲覧ユーザー数

⇒第5期計画期間中（R6～R8）に33,000件以上

◇KPI④：共同受注窓口の営業活動によるマッチング件数

⇒第5期計画期間中（R6～R8）に120件以上

◇KPI⑤：優先調達による物品等の調達額（県＋市町村）

⇒R8に181,000千円以上

・事業所の商品やサービス等のPRの強化

事業所の商品やサービス等を掲載したホームページ「Happy」を活用して、商品等の周知や販売を促進するよう、ホームページの認知度向上や魅力的なページ作りに取り組んでいきます。

・共同受注窓口の強化

事業所で生産する商品等に係る営業活動を強化するとともに、共通の生産活動に取り組む事業所の連携を促すための部会を増やし、商品の共同開発や販売をさらに拡大していきます。

・官公需等の推進

県と市町村では、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、目標を定めて優先調達に取り組んでいます(第2章参照)。引き続き、この取組を推進するために、庁内会議や共同受注窓口と連携して市町村への協力を依頼するとともに、県や市町村と事業所のニーズをマッチングさせるための

仕組みを構築し、発注につながる支援を強化していきます。

また、国の機関や民間の事業者にも同様の取組が広がるよう、働きかけを行います。

(4) 農福連携の推進

◇KPI⑥：農福連携に取り組む事業所数

⇒R8に63事業所以上

◇KPI⑦：ノウフクJAS認証取得事業所数

⇒R8に7事業所以上

県では、担い手の不足や高齢化による人手不足の課題を抱える農業分野と、障害のある方の働く場の確保という課題を抱える福祉分野が連携することで互いの課題の同時解決を目指す「農福連携」の取組を「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」に掲げ、重点的に取り組んでいます。農福連携の1つの手法として、農業者や集出荷場が作業を委託し、就労継続支援事業所が受託する方法があります。こうした取組を推進することは、事業所の新たな生産活動となり、工賃向上にもつながることが期待できるほか、障害のある方が地域社会に貢献することにもなるため、この取組を積極的に推進していきます。

また、農福連携に対する県民の理解を促進するため、ノウフク製品の販売機会を拡大するとともにノウフクJAS認証取得事業所を増やし、ノウフク製品の周知を図っていきます。

(5) 市町村との協力体制の強化

◇KPI⑧：市町村庁舎等での販売会の開催

⇒R8に4市町村以上で実施

商工会議所や商店街への発注、販売促進のための協力依頼や広報誌を活用したPR、庁舎等を活用した商品販売スペースの提供など、市町村で実施可能な支援について検討してもらうよう働きかけを行い、県と市町村の協働で事業所の工賃の向上支援に取り組んでいきます。

參考資料編

【参考資料①】各事業所の工賃実績・目標工賃等

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
1	青い空	40人	浄水器カートリッジ解体、機械類解体、レザークラフト、喫茶業務	¥11,333	¥158	¥10,389	¥153	¥15,396	¥15,900	¥16,400	¥17,000
2	障害福祉サービス事業所あさひ・はばたき	40人	①廃業電線、空き缶のリサイクル ②菌床シイタケ栽培・販売	¥14,009	¥183	¥13,185	¥182	¥15,164	¥15,689	¥16,000	¥16,200
3	スウェル	40人	クリーニング、食食用エプロン販売、農福連携、道路清掃、軽作業（袋詰め・DM・梱包・箱折り）	¥25,245	¥380	¥25,493	¥386	¥41,665	¥41,670	¥41,675	¥41,680
4	おしごと画楽	20人	畑作業、クラフト、アート、デザイン	¥17,152	¥226	¥18,154	¥247	¥32,288	¥33,500	¥33,500	¥33,500
5	オーシャンクラブ	50人	お弁当製造販売、軽作業（箱折り、菓子詰め、紙製品袋詰め、バリ取り等）、清掃作業（バス・トイレ）	¥17,539	¥259	¥16,762	¥255	¥31,202	¥31,800	¥32,600	¥33,250
6	就労サポートセンター かみまち	10人	ポストイング、清掃、昆布の袋入れ、軽作業（袋詰め）、テープ起こし	¥6,353	¥132	¥6,637	¥118	¥9,692	¥10,000	¥10,000	¥10,000
7	指定就労継続支援B型事業所きずな	20人	軽作業（袋詰め・箱折り等）、受託作業（除草・草刈り等）、ほおつちよけんパソコン販売、名刺作成、野菜の栽培・販売、ジャム販売	¥10,550	¥151	¥13,067	¥186	¥19,726	¥20,000	¥21,000	¥22,000
8	こだかさ障害者支援センター	44人	鳴子等木工製品の受注・製造・販売、洋裁、鍼灸マッサージ、理容	¥50,416	¥370	¥51,636	¥378	¥58,253	¥64,000	¥75,700	¥81,500
9	サポートぴあ	14人	テープ起こし等入力作業、パソコン教室サポーター、マンション等清掃、販売、印刷製本、草刈り、草引き等農作業	¥10,768	¥196	¥10,598	¥195	¥23,198	¥23,200	¥23,210	¥23,220
10	さんかく広場	30人	パン製造、菓子製造、内職（箱折・袋詰め）	¥17,673	¥338	¥17,453	¥336	¥23,563	¥23,700	¥23,800	¥24,000
11	昭光園	30人	菓子製造、清掃業務、衣類等たたみ作業、軽作業	¥15,766	¥177	¥16,667	¥195	¥28,621	¥28,800	¥29,000	¥29,300
12	すずめ旭天神センター	15人	菓子製菓製造販売、内職作業（チラシ折り・画用紙封入等）、清掃作業委託等、古紙回収、アルミ缶回収販売、銅線作業	¥8,368	¥110	¥7,269	¥87	¥10,692	¥10,700	¥10,800	¥10,900
13	すずめ共同作業所	25人	印刷事業、下請け事業（箱折作業等）、給食事業	¥12,298	¥154	¥13,140	¥164	¥16,113	¥17,032	¥17,037	¥17,040
14	てとてあさひ	20人	布草履・クラフト製品制作販売、点字名刺印刷、あん摩マッサージ・鍼施術	¥49,349	¥656	¥45,496	¥595	¥85,283	¥89,547	¥94,024	¥98,725
15	多機能型就労支援事業所 虹の夢	37人	軽作業（袋詰め、箱詰め、紙袋制作）、清掃、農耕作業、洗濯作業	¥13,414	¥161	¥13,494	¥161	¥23,265	¥27,060	¥27,456	¥27,720
16	涅槃の家	25人	農作業、野菜類の袋詰作業、ティッシュの袋詰作業、清掃作業	¥15,053	¥153	¥15,132	¥155	¥17,865	¥18,500	¥19,000	¥20,000
17	野いちごの場所	20人	菓子製造、ニラ結束作業、リサイクル作業、自動販売機清掃作業、保冷剤洗浄作業	¥18,807	¥328	¥18,751	¥333	¥20,840	¥22,500	¥22,916	¥23,132
18	アルバーテ	40人	クリーニング、各種清掃作業、各種印刷（封筒、名刺、広報誌等）、軽作業（箱折り、メモ帳、キーホルダー、袋詰め等）	¥20,367	¥302	¥20,945	¥319	¥30,688	¥31,200	¥32,000	¥33,000
19	作業所ひまわり	20人	喫茶業務	¥21,039	¥207	¥21,087	¥222	¥24,549	¥25,000	¥25,500	¥26,000
20	広場さんばし	20人	弁当製造・販売、トマト・だし昆布の計量・袋詰め、ニラのそぐり・結束、シール貼り	¥15,748	¥339	¥12,657	¥327	¥20,855	¥20,500	¥20,510	¥20,520

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
21	ポーチカ	20人	紙製品の袋入れ等、公報配布、イラストデザイン	¥11,199	¥152	¥10,641	¥153	¥15,187	¥15,200	¥15,250	¥15,300
22	ポーチカⅡ	20人	紙製品の袋入れ等、イラストデザイン	¥11,405	¥139	¥10,161	¥138	¥12,838	¥12,850	¥12,900	¥13,000
23	みどり作業所	20人	公園清掃、施設・個人宅除草、剪定、農福連携作業（ニラそぐり・結束、トマト摘果作業、生姜折り）、室内清掃、生涯大学机設置	¥25,011	¥432	¥25,020	¥427	¥38,499	¥39,000	¥39,500	¥40,000
24	めざめ	20人	内職作業（お菓子の箱折・ティッシュ袋詰め・印刷物加工）、公園清掃	¥9,912	¥294	¥10,359	¥224	¥14,345	¥14,500	¥15,000	¥15,500
25	作業所もえぎ	30人	トマトハウス作業、はぶ茶栽培加工、病院内喫煙売店での業務（接客、販売、厨房内作業）、草刈り、公園清掃	¥15,515	¥261	¥17,752	¥284	¥17,654	¥18,000	¥23,000	¥37,000
26	Life time	20人	リサイクルトナー製造・販売、缶バッジ・缶マグネット製造・販売、メモ帳作製、封入・封かん作業、釣具部品作成補助作業、清掃・リサイクル作業	¥11,668	¥138	¥12,459	¥143	¥15,689	¥16,000	¥16,500	¥18,500
27	就労継続支援B型事業所ユウアンドアイ	20人	軽作業（野菜袋詰め、シール貼り、箱詰め）、弁当製造配達販売、野菜栽培・収穫、除草作業、農産物販売（イベント・良心市）、清掃	¥16,075	¥205	¥17,689	¥216	¥24,828	¥25,500	¥26,000	¥26,500
28	ライフ・ステージ蒼空舎	40人	畑作業（露地・花卉栽培）、原木椎茸・きくらげ栽培・ニラ調整作業、作業用手袋製造販売、野菜下処理作業、食品加工製造販売、高齢者施設清掃業務	¥23,486	¥180	¥24,621	¥192	¥26,696	¥28,000	¥29,000	¥30,000
29	ライフ・ステージ 第2あおぞら	20人	リサイクル品回収販売、農産物販売、清掃作業、配達作業	¥20,874	¥198	¥20,164	¥203	¥22,471	¥22,500	¥23,500	¥25,000
30	ラフル	20人	内職（袋詰め）、植物工場、飲食店、調理、掃除	¥8,910	¥193	¥10,048	¥293	¥35,060	¥38,000	¥40,000	¥40,000
31	就労継続支援B型事業所リットの風	20人	清掃作業、農耕作業、野菜のバック詰め、梱包作業	¥13,441	¥189	¥14,750	¥201	¥19,632	¥18,500	¥19,000	¥20,000
32	ワークスマらい高知1	14人	軽作業（ナフキンバック詰め、ビール瓶ラベル貼り、ようじ袋入れ、クッキー仕切り箱組み立て、割箸封入等）	¥10,523	¥317	¥15,254	¥338	¥31,067	¥31,100	¥31,300	¥32,000
33	ワークスマらい高知2・3	27人	弁当・総菜・製麺の製造補助、どらやき、ケーキの製造補助、飲食店厨房・ホール業務の補助等	¥40,329	¥412	¥37,829	¥403	¥60,275	¥64,000	¥65,700	¥65,900
34	ワークスマらい高知4	10人	飲食店厨房・ホール業務の補助等	¥31,071	¥362	¥32,912	¥374	¥46,763	¥47,900	¥48,500	¥49,000
35	ワークスマらい高知6	10人	飲食店厨房・ホール業務の補助等	¥27,644	¥374	¥27,989	¥385	¥42,779	¥43,600	¥47,900	¥49,800
36	ワークセンター太陽	20人	弁当製造、食品加工（ハンバーグ・カレー）、軽作業、施設外清掃作業	¥25,341	¥195	¥19,605	¥170	¥22,686	¥23,600	¥24,200	¥24,800
37	せるぼ	10人	テープ起こし、アンケート調査、データ入力、その他IT関連、制作活動（布ぞうり、小物等）	¥26,313	¥421	¥28,401	¥421	¥29,608	¥37,500	¥38,000	¥39,000
38	しばてん大学農学部ひこばえ	20人	ミニトマトの栽培、葉物野菜の栽培、各種露地作物の栽培、生産物の販売	¥9,589	¥331	¥10,045	¥322	¥18,909	¥19,000	¥19,500	¥20,000
39	就労支援事業所フィオーレ高知	20人	軽作業（袋詰め、シール貼り、箸袋作成）	¥8,675	¥179	¥8,076	¥196	¥12,463	¥14,000	¥16,000	¥18,000
40	就労継続支援B型おさかなくらぶ	20人	熱帯魚販売、水槽リース、農作業	¥18,784	¥404	¥15,056	¥406	¥30,199	¥32,000	¥33,000	¥34,000
41	えれべーと	20人	PC委託業務、事務作業、軽作業（検品）、手工芸、飲食、施設外就労（環境整備・清掃作業・農作業）等	¥9,574	¥152	¥14,102	¥247	¥27,202	¥28,208	¥29,500	¥31,300

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
42	シーグラスこうち	10人	カバン作成、折箱作業、農作物	—	—	¥39,432	¥313	¥41,557	¥50,000	¥55,000	¥60,000
43	アクアネイチャー	20人	水耕栽培、軽作業（キャビティコンテナ用保護カバー、箸袋入れ）	—	—	¥0	¥0	¥25,032	¥25,688	¥26,344	¥27,000
44	就労継続支援b型事業所アルコ	20人	ルアー作業、シールはがし、コーヒーフィルターバッグ入れ、ニラのそぐり作業	—	—	—	—	¥16,495	¥18,000	¥20,000	¥22,000
45	障害福祉サービス事業所わかさ・あさくら	20人	①クッキー製造・販売②自家焙煎コーヒー製造・販売③軽作業（袋詰め）	—	—	—	—	¥13,006	¥13,531	¥13,550	¥13,600
46	就労継続支援 うさぎ	10人	貸タオル・ユニフォームの検品・たたみ作業、貸おしぼりの種類分け・広げ作業、使用済みおしぼりのさばき作業	—	—	—	—	¥17,772	¥26,400	¥30,800	¥35,200
47	就労継続支援B型 凧	20人	軽作業（袋詰め）、農作業	—	—	—	—	¥8,000	¥18,000	¥23,000	¥25,000
48	共同作業所むろとうみがめ	20人	パン・洋菓子製造販売、喫茶業務、ユズ皮等加工、公共施設清掃、農福連携事業（ニンジン収穫～カット）、水道メーター分解作業	¥33,580	¥418	¥33,050	¥411	¥43,648	¥44,000	¥44,300	¥44,500
49	共同作業所ホップあき	20人	清掃、菓子製造販売、油流し隊	¥11,297	¥109	¥11,513	¥113	¥16,526	¥16,600	¥16,630	¥16,650
50	ゆうハート安芸	20人	市・県清掃作業受託、ナス袋詰め・箱詰め、工場清掃、海藻養殖作業、アルミ缶収集、自動販売機清掃	¥42,001	¥592	¥36,248	¥555	¥49,278	¥49,300	¥49,400	¥49,500
51	安芸市ワークセンター	40人	レーザー加工、電子部品プレス・組立、軽作業、陶芸・木工品、歯科材料関係、施設外就労（ラベル貼り・包装等）、母栽培・販売等	¥35,420	¥321	¥36,150	¥333	¥42,697	¥45,000	¥48,000	¥51,000
52	多機能型事業所TEAMあき	30人	農作物の栽培から出荷に係る作業及び委託農家のナス袋詰め作業	¥29,988	¥605	¥31,286	¥526	¥65,656	¥66,000	¥66,500	¥67,000
53	ウィール社	20人	紙類への印刷全般及びUVプリンタによる紙類以外への印刷、軽作業（衛生用品や食品等の袋詰め他、受託作業全般）、精米	¥19,746	¥171	¥20,551	¥181	¥25,042	¥25,800	¥26,900	¥28,000
54	就労支援事業所からふる	20人	軽作業、箱折り、シール貼り、チラシ折り、はぶ茶販売、野菜販売	¥19,697	¥160	¥19,026	¥158	¥14,077	¥16,000	¥20,000	¥21,000
55	きてみいや	30人	農耕、除草、ポップコーン製造販売、きてみいや販売所（野菜・ポップコーン）	¥34,209	¥232	¥35,799	¥241	¥37,586	¥38,000	¥39,000	¥40,000
56	就労支援センターコーケン	15人	水道メーター製造・販売、バルブ分解	¥25,768	¥217	¥24,312	¥232	¥25,916	¥27,200	¥30,000	¥36,000
57	就労支援センターコーケン第二	24人	水道メーター製造・販売、バルブ分解	¥25,975	¥253	¥26,834	¥262	¥28,398	¥30,500	¥33,000	¥36,000
58	コージー	20人	タマネギ等のパッケージ作業、ユズのトリミング作業、お菓子の箱詰め、アルミ缶回収、良心市等	¥20,468	¥208	¥32,487	¥316	¥30,455	¥31,277	¥31,906	¥32,544
59	南国にしがわ農園	20人	グァバ農園で茶葉や果実の収穫、自社工場で果実加工やフルーツソース作り、茶葉の焙煎・袋詰め、シール貼り、事務作業等	¥18,965	¥222	¥22,300	¥265	¥33,823	¥38,500	¥41,800	¥44,000
60	就労支援事業所未来ドア	20人	軽作業袋詰め（塩干製品、事務用品、菓子製品）、義肢装具用品縫製、パソコンゲーム用”アバター”製作	¥8,822	¥133	¥10,148	¥151	¥12,365	¥13,000	¥13,500	¥14,000
61	就労継続支援B型事業所カトレア	20人	野菜果物乾燥チップ・粉末製造、軽作業（野菜袋詰め他）、喫茶業務、清掃請負	¥22,046	¥207	¥21,562	¥211	¥25,406	¥26,000	¥26,500	¥27,000
62	第2太陽福祉園	20人	農耕作業（トマト、水菜等の栽培）、ドレッシング等の加工、袋詰め等の外注作業	¥27,680	¥196	¥27,633	¥196	¥28,505	¥29,100	¥29,600	¥30,000

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
63	つくし作業所	20人	農作物のバック詰め、食品加工、軽作業	¥9,446	¥179	¥10,595	¥195	¥12,388	¥12,800	¥13,100	¥13,400
64	作業所土佐	10人	菓子製造、EM事業、野菜くず回収、ごみ袋配達、軽作業（園用紙袋詰め）、農耕、コウゾ加工作業	¥13,509	¥142	¥7,696	¥84	¥14,720	¥15,300	¥15,800	¥16,200
65	就労支援事業所ひかりの村	20人	菓子製造（せんべい、洋菓子、パン）、企業からの受託作業等	¥23,127	¥214	¥20,474	¥185	¥21,673	¥22,600	¥23,200	¥23,800
66	多機能型事業所 STEP ONE	30人	ミョウガのレーン作業、キュウリ・ナス作業（選別・袋詰め・箱詰め）、シントウバック詰め、公園・トイレ清掃、缶回収・缶潰し、ピーマン袋詰め	¥17,815	¥210	¥18,598	¥211	¥20,286	¥20,300	¥20,400	¥20,500
67	社会就労センター山ももの家	20人	木工作业、ブルーベリー（管理・収穫等）、清掃作業、農機具部品組立、精密部品組立、ティッシュ袋入、化粧箱組立、軽作業（袋詰め）	¥8,899	¥145	¥13,488	¥196	¥17,632	¥20,000	¥22,000	¥25,000
68	共同作業所ゆら・ら	20人	公共施設の清掃作業、シントウのバック詰め、ミツバの加工、封筒詰め	¥19,854	¥335	¥21,697	¥378	¥24,628	¥25,500	¥26,300	¥27,000
69	就労支援センター「らいふ」	20人	菓子製造、軽作業	¥35,719	¥375	¥35,368	¥371	¥30,296	¥30,850	¥31,400	¥32,000
70	ワークセンターすくも	14人	農耕作業（水稲、野菜栽培と販売）、園芸作業（鉢花栽培と販売）、受託事業（ゴミ袋の折り畳み袋詰め）	¥20,949	¥194	¥19,538	¥190	¥25,247	¥27,000	¥28,000	¥29,000
71	ひかり共同作業所	20人	クリーニング、野菜の袋詰め、ユズのトリミング、喫茶業務、甘酒製造、市のゴミ袋販売、切手販売	¥42,882	¥382	¥35,633	¥319	¥65,722	¥65,981	¥66,350	¥66,508
72	就労支援事業所ひだまり	20人	花・野菜等の店頭販売及び市内販売、宿毛市委託事業（ゴミ袋）	¥20,935	¥196	¥20,036	¥195	¥36,861	¥36,900	¥37,500	¥38,000
73	なないろ工房	10人	食品（ユズ）加工、施設等清掃業務、駐車場管理、花壇管理、イチゴ出荷用箱組み立て	¥14,899	¥258	¥21,206	¥318	¥26,453	¥26,554	¥26,606	¥27,000
74	さんごほうす共同作業所	20人	公園（清掃・草刈り）、喫茶業務、缶リサイクル、墓掃除、委託事業（卵洗浄・販売）、自主製品（作成・販売）	¥22,055	¥256	¥22,391	¥281	¥38,694	¥39,000	¥39,200	¥39,400
75	多機能事業所「アオ」	24人	弁当の製造販売配達、公園・官公庁の清掃、軽作業、ぶしゅかんの栽培、農福連携事業等	¥26,942	¥246	¥26,613	¥248	¥35,091	¥35,100	¥35,150	¥35,200
76	あゆみ共同作業所	20人	菓子製造業（焼き菓子・燻製ナッツ）、委託作業（チラシ封入・部品並べ替え）、リサイクル（アルミ・銅）	¥5,900	¥70	¥5,711	¥69	¥15,221	¥15,750	¥16,050	¥16,350
77	共同作業所「きつと」・「森のいえ」	40人	菓子製造・販売、内職、炭の製造・販売、薪販売、布カット（在宅作業）	¥12,921	¥268	¥13,417	¥274	¥18,924	¥18,950	¥19,000	¥19,100
78	福祉工場「中村」B型「ウイズ」	20人	シャツ・ブラウスタたみ仕上げ、清掃、介護補助業務、リサイクル選別作業、喫茶業務、木工、HP作成	¥28,588	¥232	¥31,777	¥265	¥36,497	¥37,500	¥37,750	¥37,750
79	共同作業所ほっとハート	14人	菓子・ソース類製造、内職、軽作業（袋詰め）、販売、名刺作成、DVD編集	¥7,236	¥88	¥7,617	¥101	¥10,788	¥11,000	¥11,500	¥12,000
80	土佐しまんと本舗	35人	清掃、食品加工、軽作業（部品組み立て）	¥25,035	¥372	¥26,833	¥428	¥29,818	¥30,414	¥31,022	¥31,332
81	びーす	20人	清掃受託、休校校舎の換気作業、農作物生産（ニンニク他）、小物・木工製品、しまんとAI、テレワーク（マネジメント会社より受託）	¥20,257	¥253	¥21,588	¥247	¥22,831	¥23,000	¥23,100	¥23,200
82	Re・Guru	20人	喫茶業務、軽作業（シール貼り、袋詰め）、清掃業務	¥15,181	¥120	¥17,270	¥202	¥25,772	¥26,312	¥26,852	¥27,392
83	共同作業所あっぱれ	20人	段ボール・新聞収集、軽作業（袋詰め）、DVD制作（写真・動画編集）、果物販売	—	—	¥10,883	¥117	¥16,370	¥17,200	¥17,500	¥18,000

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
84	四万十工房		薪の製造販売、市庁舎清掃、ゴルフ場環境整備、ビーマン袋詰め、手芸、内職作業等	—	—	—	—	—	¥21,723	¥22,000	¥23,000
85	香南くろしお園	20人	食品加工、花苗栽培、清掃作業、農耕作業、請負作業	¥16,815	¥164	¥15,944	¥156	¥20,024	¥20,624	¥21,242	¥21,879
86	風車の丘あけぼの	14人	菓子製造、ベットのおやつ製造 施設外就労（JA梱包作業） 軽作業（箱折・袋詰め）	¥20,756	¥295	¥22,932	¥312	¥32,118	¥32,200	¥32,300	¥32,400
87	みかんの丘あけぼの	10人	菓子製造補助作業、委託作業（仕込み、ラベル貼り）、施設外就労	¥24,540	¥419	¥28,253	¥426	¥43,958	¥44,000	¥44,200	¥44,400
88	あおい	14人	しおり作成、ラミネートフィルム作業、紙折り、箱の組立、施設外就労（清掃作業）	—	—	—	—	¥0	¥10,000	¥15,000	¥20,000
89	ワークセンター白ゆり	34人	ホテルリネン・白衣等のユニフォーム類・玄関マット・モップ製品等のクリーニング	¥29,013	¥262	¥26,763	¥251	¥36,943	¥37,467	¥37,991	¥38,515
90	ワークセンター第二白ゆり	10人	衣類や布団のクリーニング、ウエスの製作・販売	¥30,094	¥252	¥29,072	¥243	¥30,147	¥30,671	¥31,195	¥31,719
91	就労継続支援B型事業所ゆずのかけはし	20人	手芸製品製作、木工作業、畑での野菜類生産・収穫・袋詰め	¥6,708	¥171	¥7,340	¥143	¥8,804	¥9,000	¥10,000	¥11,000
92	第2香南くろしお園	20人	花壇管理、花卉栽培販売、野菜栽培販売、清掃業務（トイレ）、軽作業（カツオ箱詰め）	¥27,423	¥270	¥28,613	¥307	¥30,261	¥30,400	¥30,800	¥31,200
93	やさいのちから	20人	①野菜の袋詰め、製品シール貼り ②食品加工事業 ③施設外就労	—	—	—	—	¥39,714	¥40,197	¥40,761	¥41,077
94	りんどう	20人	EM有機肥料製造（生発酵、ベレット、ボカシ、活性液）、道路清掃、農耕作業（野菜、茶）、ユズのトリミング、こんにゃく製造、リサイクル作業	¥19,191	¥318	¥18,655	¥195	¥30,090	¥31,000	¥31,500	¥32,000
95	障害者就労継続支援B型ワークセンターファースト	10人	軽作業（衛生用品や食品の袋詰め作業、封入作業等）、印刷受注窓口（紙類への印刷全般）	¥12,087	¥142	¥12,943	¥153	¥18,185	¥18,500	¥18,800	¥19,000
96	れいほくの里どんぐり	20人	パン・菓子製造、公園・施設清掃作業、農作業等	¥32,100	¥546	¥31,312	¥528	¥40,699	¥40,739	¥40,800	¥40,923
97	就労継続支援B型事業所なのはな	20人	軽作業（紙製品の袋詰め等）、トイレトベーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、UVプリンターによる各種製作・販売	¥11,011	¥139	¥13,007	¥180	¥17,941	¥20,000	¥21,000	¥22,000
98	作業所ら・ら・ら	20人	軽作業（袋詰め・シール貼り）、缶回収、農福連携（野菜袋詰め・トマト収穫）、施設外就労、町指定ごみ袋販売、たこやき移動販売	¥18,502	¥261	¥18,063	¥220	¥24,615	¥24,800	¥25,000	¥25,200
99	就労継続支援B型事業所TEAMいの	20人	農作物の栽培から出荷に係る作業及び委託農家からの野菜袋詰め作業	—	—	—	—	¥27,399	¥35,000	¥40,000	¥45,000
100	鯉乃國の萬屋	20人	弁当製造販売、生活環境クリーナーよろず'ai製造、受託事業（リサイクル資源物中間処理・役場庁舎等清掃）	¥27,329	¥411	¥30,298	¥481	¥45,684	¥48,654	¥49,087	¥49,431
101	こじゃんとはたら来家さかわ	35人	食品加工事業（惣菜、サンドイッチ等、加工品）、軽作業（野菜の加工、草刈り、清掃等）、レーザー加工事業	¥16,704	¥133	¥16,496	¥134	¥17,764	¥18,000	¥18,500	¥19,000
102	就労継続支援B型事業所さくら福祉事業所	20人	軽作業（不織布製品の袋詰め、精密部品の組み立て、野菜の計量・袋詰め等）、木工品製作、トイレトベーパー販売、いきいき百歳体操バンド販売	¥27,181	¥283	¥30,106	¥339	¥36,296	¥37,100	¥37,900	¥38,700
103	ほほえみ	10人	自動車電線部品組立作業、木工作业	¥25,370	¥304	¥23,851	¥347	¥24,234	¥25,000	¥26,000	¥27,000
104	就労継続支援B型事業所どんぐり	20人	軽作業（不織布製品の袋詰め、自動車部品仕分け、精密部品組み立て）、トイレトベーパー販売	¥17,934	¥218	¥21,477	¥256	¥30,063	¥31,000	¥32,000	¥33,000

	事業所名	定員	就労支援事業	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度目標額	令和7年度目標額	令和8年度目標額
				月額	時給	月額	時給	月額			
105	竹ぼうきの会	10人	菓子製造、かご作り、喫茶営業、畑作業	¥14,940	¥228	¥15,398	¥257	¥24,459	¥25,000	¥26,000	¥27,000
106	ライフファクトリー茂平	14人	喫茶業務、ソース製造、軽作業、清掃作業	¥15,349	¥403	¥16,018	¥422	¥24,182	¥24,900	¥25,647	¥26,416
107	どんぐり農園グリーン	30人	花木・野菜生産販売、もみの木レンタル、洋菓子製造販売、清掃作業、洗濯作業	¥26,895	¥282	¥29,819	¥332	¥36,701	¥38,000	¥40,000	¥45,000
108	作業所由菜の里	20人	ケーキ等製造、喫茶業務、清掃業務、軽作業（塩入れ）	¥17,486	¥329	¥17,004	¥330	¥25,395	¥26,560	¥26,640	¥26,720
109	就労継続支援B型事業所あさぎり	20人	軽作業（不織布製品の袋詰め等）、トイレトペーパー販売、四万十町指定ゴミ袋販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売	¥14,616	¥158	¥16,887	¥199	¥20,023	¥20,800	¥21,300	¥21,800
110	就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫	30人	ニラ・セリのそぐり・結束作業、ミョウガのバック詰め、お菓子の箱折り、塩のバック詰め、陶芸作り（箸置き、可杯等）、菓切り作業	¥22,834	¥274	¥22,305	¥274	¥28,596	¥31,000	¥33,000	¥36,000
111	就労継続支援B型事業所やまびこ	20人	軽作業（不織布製品の袋詰め等）、野菜の仕分け・袋詰め、トイレトペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、清掃業務	¥11,965	¥162	¥13,763	¥180	¥18,227	¥18,900	¥19,400	¥19,900
112	共同作業所わらわら	10人	パン製造、内職（昆布、100均）、ユズ収穫、空き瓶整理、トイレ清掃	¥28,404	¥344	¥26,704	¥326	¥30,077	¥31,000	¥31,500	¥32,000
113	就労支援事業所ジョブなしろ	30人	グアバの栽培、稲作	¥15,239	¥142	¥15,307	¥143	¥18,141	¥21,000	¥21,500	¥22,000
114	共同作業所ニコの種	10人	受託作業（塩）、清掃業務、クロネコヤマトのメール便配達、販売作業（カタログ年2回、町のゴミ袋）	¥45,142	¥466	¥55,469	¥568	¥61,151	¥62,500	¥63,000	¥63,500

【参考資料②】 平均工賃月額の全国順位の推移（R2～R4）

都道府県	順位	令和2年度
徳島県	1	21,631
福井県	2	20,895
高知県	3	20,310
宮崎県	4	19,631
佐賀県	5	19,327
岩手県	6	19,253
鳥取県	7	19,203
北海道	8	19,202
島根県	9	19,201
山口県	10	18,821
長崎県	11	17,981
大分県	12	17,924
鹿児島県	13	17,470
和歌山県	14	17,277
滋賀県	15	17,252
宮城県	16	17,247
山梨県	17	16,876
愛知県	18	16,822
広島県	19	16,779
愛媛県	20	16,717
群馬県	21	16,668
香川県	22	16,664
三重県	23	16,608
栃木県	24	16,405
奈良県	25	16,224
富山県	26	16,135
京都府	27	15,838
沖縄県	28	15,638
静岡県	29	15,529
秋田県	30	15,484
岐阜県	31	15,346
長野県	32	15,070
熊本県	33	15,062
石川県	34	14,931
福島県	35	14,820
東京都	36	14,777
岡山県	37	14,643
神奈川県	38	14,517
茨城県	39	14,349
新潟県	40	14,325
埼玉県	41	14,006
兵庫県	42	13,677
福岡県	43	13,673
千葉県	44	13,478
青森県	45	12,265
大阪府	46	12,142
山形県	47	11,691
全国平均		15,776



都道府県	順位	令和3年度
福井県	1	22,093
徳島県	2	21,550
高知県	3	20,597
宮崎県	4	20,225
鳥取県	5	19,797
島根県	6	19,749
岩手県	7	19,713
佐賀県	8	19,628
山口県	9	19,570
北海道	10	19,523
長崎県	11	19,150
大分県	12	18,917
宮城県	13	18,240
鹿児島県	14	18,217
滋賀県	15	18,148
山梨県	16	17,913
和歌山県	17	17,869
愛知県	18	17,653
群馬県	19	17,562
広島県	20	17,412
栃木県	21	17,389
愛媛県	22	17,351
奈良県	23	17,311
三重県	24	17,305
富山県	25	17,058
香川県	26	16,890
京都府	27	16,749
静岡県	28	16,468
岐阜県	29	16,390
長野県	30	16,153
沖縄県	31	16,016
石川県	32	15,982
秋田県	33	15,774
熊本県	34	15,760
東京都	35	15,563
新潟県	36	15,317
青森県	37	15,255
茨城県	38	15,201
福島県	39	15,195
神奈川県	40	14,956
岡山県	41	14,805
埼玉県	42	14,722
福岡県	43	14,691
千葉県	44	14,572
兵庫県	45	14,354
山形県	46	12,943
大阪府	47	12,786
全国平均		16,507



都道府県	順位	令和4年度
徳島県	1	22,361
福井県	2	22,211
高知県	3	20,969
宮崎県	4	20,459
鳥取県	5	20,378
大分県	6	20,145
島根県	7	20,141
岩手県	8	19,949
北海道	9	19,932
佐賀県	10	19,855
山口県	11	19,779
長崎県	12	19,341
山梨県	13	19,181
滋賀県	14	18,373
栃木県	15	18,292
愛知県	16	18,174
宮城県	17	18,169
群馬県	18	18,079
奈良県	19	18,056
広島県	20	18,005
鹿児島県	21	18,003
和歌山県	22	17,935
富山県	23	17,735
三重県	24	17,696
岐阜県	25	17,496
香川県	26	17,371
京都府	27	17,235
愛媛県	28	17,112
長野県	29	16,930
静岡県	30	16,866
秋田県	31	16,433
石川県	32	16,419
沖縄県	33	16,372
東京都	34	16,320
熊本県	35	16,296
福島県	36	15,993
新潟県	37	15,882
神奈川県	38	15,795
茨城県	39	15,726
青森県	40	15,686
福岡県	41	15,607
千葉県	42	15,371
岡山県	43	15,264
埼玉県	44	15,024
兵庫県	45	14,914
山形県	46	14,037
大阪府	47	13,681
全国平均		17,031

【参考資料】

障発 0411 第 4 号
平成 24 年 4 月 11 日
一部改正 障発 0324 第 3 号
平成 27 年 3 月 24 日
一部改正 障発 0228 第 3 号
平成 30 年 2 月 28 日
一部改正 障発 0310 第 5 号
令和 3 年 3 月 1 0 日
一部改正 障発 0 3 2 9 第 4 2 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところである。

今般、下記のとおり令和6年度から令和8年度までの「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願いしたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。

記

1. 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げる等の報酬体系の見直しや、目標工賃を達成した場合の評価（目標工賃達成加算）の新設等を実施しているところである。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、令和6年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2. 都道府県における取組

- (1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」（以下「事業所工賃向上計画」という。）の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」（以下「都道府県工賃向上計画」という。）を作成し、令和8年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その

他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ)の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、令和6年4月末までに「都道府県工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。)

(3) 「都道府県工賃向上計画」の作成

ア 「都道府県工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和8年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 令和8年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「都道府県工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、令和3年度から令和5年度までの「都道府県工賃向上計画」の評価、検証による分析を行うこと。さらには、これらの課題や問題点について、地域の実情を把握している共同受注窓口とも連携して計画を作成することとする。

(イ) 平均工賃月額目標の設定

令和6年度から令和8年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、賃上げ、物価高騰、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の平均工賃月額が前年度より低下したものの、その後は着実に平均工賃月額が増加し、令和4年度は17,031円と過去最高を記録したことも踏まえること。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃月額を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃月額により適宜目標の見直しを行うものとする。

なお、令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直されている点に留意すること。

① 前年度における工賃支払総額を算出

② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

③ 前年度における工賃支払総額(①)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出

「農福連携等推進ビジョン」も踏まえ、農業・林業・水産業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、都道府県工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

c 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営や事業内容に適した専門家(企業OBを含む)等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上を図ること。

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

(エ) 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事

業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。以下同じ。）がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「都道府県工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 「事業所工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 「事業所工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 都道府県工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握するとともに、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう都道府県のホームページや広報紙等を通じ、事業所情報として公表し、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。また、毎年度6月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む(2)のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

その際、近年のAIやクラウド等のIT分野の進展に伴う障害者の職域拡大等も踏

まえ、優先調達を行う分野や役務を拡大するなど、積極的な優先調達の推進に向けた働きかけを行うこと。

一方で、適切な調達を進めるため、障害者優先調達推進法における対象施設の定義や要件等について、厚生労働省が作成するチェックリスト等も活用し、十分な確認を行うこと。オ 「都道府県工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上にあたっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、都道府県工賃向上計画の作成にあたっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業所団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見集約を図ること。

カ 事業者団体等との連携による共同受注の推進

これまでの取組を見ると、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で都道府県と事業者団体等との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体等とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町村においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）等を活用し、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう依頼する。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成していない市町村もあることから、調達方針を必ず作成するよう促すこと。

なお、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、国や地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進するという障害者優先調達推進法の意義を踏まえ、地域に事業所がないような場合においても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、調達に努めること。

ク その他「都道府県工賃向上計画」の達成に資する支援策

- (5) 「都道府県工賃向上計画」を着実に推進するため、都道府県は市町村に対して、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「都道府県工賃向上計画」の報告

「都道府県工賃向上計画」については、令和6年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「都道府県工賃向上計画」及び工賃実績については、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取られることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。

(7) 「都道府県工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「都道府県工賃向上計画」の評価及び見直しの報告

「都道府県工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「都道府県工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「都道府県工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「都道府県工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃実績の把握（報告）に当たっては、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績を集計・公表し、都道府県工賃向上計画の達成状況の評価を行うこと。

また、(2)のウにより「都道府県工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。なお、工賃の算出等に当たっては、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施すること。

3. 各事業所における取組

- (1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 事業所工賃向上計画の作成時期

事業所は令和6年5月末までに「事業所工賃向上計画」を策定する。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、ロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）及びハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、事業所工賃向上計画を令和6年4月に作成していない場合は算定できないので留意すること。

イ 計画の対象期間

「事業所工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「事業所工賃向上計画」を作成する。）

(3) 「事業所工賃向上計画」の作成

ア 「事業所工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和8年度までの各年度の目標工賃月額

令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直されている点に留意すること。

① 前年度における工賃支払総額を算出

② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

③ 前年度における工賃支払総額(①) ÷ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②) ÷ 12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(イ) 令和8年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「事業所工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体

的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や共同受注窓口、経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大、農業分野、IT 分野等の新たな生産活動分野の開拓など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

令和6年度から令和8年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。なお、工賃目標については前年度以上とする。

- a 各事業所の令和5年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金の状況
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

事業所工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 企業等から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的であることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保すること

とにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、引き続き施設外就労の実施を検討すること。

e 在宅でのサービス利用を希望する者であって在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能であることから、障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。

f 工賃の向上に当たっては、地域の実情を把握している共同受注窓口との連携や産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、農業事業者、伝統産業、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。

（４） 「事業所工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「事業所工賃向上計画」については、令和6年5月末日までに各都道府県あて提出すること。

また、「事業所工賃向上計画」及び工賃実績については、可能な限り障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（以下「WAMネット」という。）や事業所のホームページ等と通じて公表すること。

（５） 「事業所工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「事業所工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「事業所工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

（６） 目標工賃達成加算について

令和6年4月から、目標工賃達成指導員を配置すること等により目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型事業所が、各都道府県において作成される都道府県工賃向上計画に基づき、自らも事業所工賃向上計画を作成するとともに、当該事業所工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき10単位を目標工賃達成加算として算定することとされたことから、当該加算の算定について検討されたい。

この場合の工賃目標は、前年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上で

なければならない。ただし、上記により算定した額が、前年度における当該事業所の平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該事業所の平均工賃月額以上でなければならない。

4 都道府県から市町村への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害者の就労機会を創出するなど、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう市町村に対し協力を依頼する。

- (1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。
- (2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。
- (3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。
- (4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向け】

- ・ 市町村の広報紙等に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街、農業団体等へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向け】

- ・ 共同受注窓口と連携し、受注の促進を図る。
- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

令和6年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 適用範囲

この方針は、高知県の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に定義する施設（「別紙1」のとおり）とする。

3 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等は「別紙2」のとおりとし、全体額で37,000千円を上回ることを目標とする。

なお、「別紙2」に記載がない物品等であっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

4 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第3号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

5 調達の推進方法

(1) 障害保健支援課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行うとともに、各所属からの物品等の調達に係る各種照会等に対応する。

(2) 各所属は、提供された情報等を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。

(3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

(4) 物品等の調達が必要が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性を検討するように努める。

6 共同受注窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、高知県社会就労センター協議会が設置している施設等の共同受注窓口を活用する。

7 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、部局別に公表する。

8 担当課

本方針に係る相談窓口は、子ども・福祉政策部障害保健支援課とする。

9 その他

(1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募を行う場合、障害保健支援課を通じて、施設等へ情報提供を行う。

(2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

別紙 1

対象となる施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）（障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定される事業所。）
 - (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定される事業所。）
 - (3) 生活介護事業所（障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定される事業所。）
 - (4) 障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定される事業所。
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。））
 - (5) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定される事業所。）
- 2 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- 3 法の政令に基づく事業所
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- 4 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙 2

調達する物品・役務

種別	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍、トナーカートリッジなど
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等、上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

平均工賃月額の見直しについて

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、令和6年度から、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました。

【令和5年度までの前年度平均工賃月額算定方法】

- ① 報告対象年度各月の工賃支払対象者の総数を算出
(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、 $45+50+48+50+50+50+49+50+45+47+50+50=584$ 人となる。)
- ② 報告対象年度に支払った工賃総額を算出
- ③ ②÷①により1人あたり平均月額工賃額を算出

ただし、以下の場合、除外することが可能

- ・月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外
- ・月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外
- ・月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外
- ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外
- ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外

【令和6年度以降の前年度平均工賃月額算定方法】

- ① 前年度における工賃支払総額を算出
- ② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ③ 前年度における工賃支払総額(①)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月(前年度の開所月数)により、1人あたり平均工賃月額を算出